

職場ストレスによる労災不支給取り消しを求める 看護師 <sup>たからだ みやこ</sup> 寶田 都子さん

## 控訴審、学習決起集会

### 59才で老健施設の看護師長に転職

・寶田都子さんは、医療法人福生会介護老人保健施設「明けの星」（高松市）から強く要望され、平成24年1月看護師長として入社したが、入所者数95%確保（ノルマ）の任務と管理業務を課せられ、看護師不足が常態化し、寶田さんはノルマ達成と長時間労働・連続勤務を強いられ、理事長・事務長からのパワハラにより心身が疲弊し、動悸・不眠状態が続きました。

### 入所者数95%未達成を叱責されて

・平成25年3月7日、ノルマが達成できないことを理由にした退職勧奨・降格処分を通告され、極限の精神状態から精神障害「急性ストレス反応」を発症しました。

（現「難治性抑うつ病」）

### 高松労基署へ労災請求するが棄却され労災不支給、高松地裁へ

・平成25年11月高松労基署へ労災請求したが、平成27年3月不支給決定とされ、審査請求、再審査請求まで行いましたが、いずれも「棄却」となり、平成29年1月に高松地裁へ提訴しました。

### 高松地裁、請求棄却

・高松地裁では、①寶田さんが在籍した1年2か月の間に15人の看護師のうちベテラン・中堅を含む13人が大量退職し、12人が新規に入社するなかで、看護師長であった寶田さんに業務が集中する状況であったこと、②タイムカードに記録された寶田さんの労働時間は一部にすぎず、寶田さんの自宅カレンダーのメモを分析すれば平均して月120時間以上の時間外労働があったこと、③平成24年12月17日のベソル会（法人の経営会議）での理事長の寶田さんへの叱責・糾弾がすさまじいものであったことなどが明らかになりましたが、高松地裁はこれらの事実を目をふさぎ、労働時間はタイムカードどおりで、心理的負荷も「中」どまりであったとして、原告の請求を棄却しました。

### 「寶田都子さんのうつ病労災裁判を支援する香川の会」

香川県高松市栗林町2-14-39 昭和ビル3階 香川県医労連内

電話 087-862-6657 FAX 087-862-6699

URI:[http://kagawa-irouren.o.oo7.jp/index.files/takarada\\_rousai/](http://kagawa-irouren.o.oo7.jp/index.files/takarada_rousai/)

2020年9月12日（土）13：30～  
香川県社会福祉総合センター  
7階 第1中会議室

講師：寶田裁判弁護士

### 寶田さん、控訴を決意

・寶田さんはこの判決に大きなショックを受けましたが、このまま泣き寝入りをするわけにはいかないと、控訴して闘うことを決意しました。

高裁への署名、支援する会への（継続）加入、裁判支援カンパにご協力をお願いします。



### 支援しています

香川県労働組合総連合  
香川県医療労働組合連合会  
建交労香川県本部  
全医労香川地区協議会  
日本国民救援会香川県本部  
香川革新懇  
新婦人高松支部  
働くもののいのちと健康を守る  
徳島県センター  
東四国過労死等を考える家族の会  
大阪過労死を考える家族の会